

昭和五十四年第一回福生市議会定例会議事日程 (第二日目)

開議日時 三月九日(金) 午前十時

日程第一 議案第三号

福生市表彰条例の一部を改正する条例

日程第二 議案第四号

非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

日程第三 議案第五号

福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

日程第四 議案第六号

福生市都市計画税条例の一部を改正する条例

日程第五 議案第七号

福生市立学校設置条例の一部を改正する条例

日程第六 議案第八号

福生市営野球場設置及び管理条例の一部を改正する条例

日程第七 議案第九号

福生市都市公園条例の一部を改正する条例

日程第八 議案第十号

福生市文化財保護条例

日程第九 議案第十一号

福生市国民健康保険高額療養費資金貸付基金条例

日程第十 議案第十二号

下水道事業の事務の委託を受けることについて

日程第十一 議案第十三号

下水道事業の事務の委託を受けることについて

日程第十二 議案第十四号

昭和五十三年度福生市一般会計補正予算(第六号)

日程第十三 議案第十五号

昭和五十三年度福生市国民健康保険特別会計補正予算

(第三号)

日程第十四 議案第十六号

昭和五十三年度福生市福生都市計画事業福生土地区画整理事業会計補正予算(第四号)

日程第十五 議案第十七号

昭和五十三年度福生市下水道事業会計補正予算(第五号)

日程第十六 議案第十八号

昭和五十四年度福生市一般会計予算

日程第十七 議案第十九号

昭和五十四年度福生市国民健康保険特別会計予算

日程第十八 議案第二十号

昭和五十四年度福生市福生都市計画事業福生土地区画整理事業会計予算

日程第十九 議案第二十一号

昭和五十四年度福生市下水道事業会計予算

日程第二十 議案第二十二号

昭和五十四年度福生市受託水道事業会計予算

日程第二十一 議案第二十三号

市道路線の認定について

- 日程第二十二 議案第二十四号 市道路線の廃止について
- 日程第二十三 議案第二十五号 昭和五十四年度東京都予算の適正化に関する意見書
- 日程第二十四 陳情第一号 一般消費税導入反対要請活動に関する陳情書

日程第二十八 議案第二十八号 昭和三十九年度東京都予算の適正化に関する意見書

日程第二十九 議案第二十九号 昭和三十九年度東京都予算の適正化に関する意見書

日程第三十 議案第三十号 昭和三十九年度東京都予算の適正化に関する意見書

日程第三十一 議案第三十一号 昭和三十九年度東京都予算の適正化に関する意見書

日程第三十二 議案第三十二号 昭和三十九年度東京都予算の適正化に関する意見書

日程第三十三 議案第三十三号 昭和三十九年度東京都予算の適正化に関する意見書

日程第三十四 議案第三十四号 昭和三十九年度東京都予算の適正化に関する意見書

日程第三十五 議案第三十五号 昭和三十九年度東京都予算の適正化に関する意見書

日程第三十六 議案第三十六号 昭和三十九年度東京都予算の適正化に関する意見書

日程第三十七 議案第三十七号 昭和三十九年度東京都予算の適正化に関する意見書

日程第三十八 議案第三十八号 昭和三十九年度東京都予算の適正化に関する意見書

日程第三十九 議案第三十九号 昭和三十九年度東京都予算の適正化に関する意見書

日程第四十 議案第四十号 昭和三十九年度東京都予算の適正化に関する意見書

昭和五十四年第一回福生市議会定例会議事日程（第二日目）

（追加 その一）

- 追加日程第一 議案第二十六号 福生市地域会館条例の一部を改正する条例
- 追加日程第二 議案第二十七号 福生市の一般職員の昭和五十四年三月期期末手当の支給割合を定める条例

第四日議第二
議案第二十号
第五日議第一
議案第二十六号

昭和五十四年第一回臨時市議会定例会第二日目の会議

午前十時 開議

○議長（岩田博君） ただいまから、昭和五十四年第一回福生市議会定例会第二日目の会議を開きます。

○議長（岩田博君） 本日の議事運営については、議会運営委員会において検討されておりますので、委員長から御報告願います。

（議会運営委員長 塩野鉄之助君登壇）

○議会運営委員長（塩野鉄之助君） 御指名でございますので、第二日目の日程等について、昨日全協終了後に開催した議会運営委員会の結果を御報告いたします。

本日の日程は、第一日目の残りとして、昨日局長から報告があった陳情一件が入っており、お手元にお配りの順序でお願いすることにいたしました。又、昨日の全協で説明があった地域会館条例の一部改正及び職員の期末手当の条例二件は、追加日程として後ほどお願いすることにし、この二件は即決を願うよう、議運では意見の一致を見すしたので、よろしくお願い申し上げます。

なお、本日は多少時間を延長しても全日程を消化することを議運は了承してお

議七
議八
議九
議十
議十一
議十二
議三
議四
議五、六

りますので、あらかじめお念みおし願います。

以上、簡単でございますが、報告にかえさせていただきます。よろしく願います。

○議長(岩田博君) ただいま市官長から報告されたとおり、本日の議事を進めますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長(岩田博君) これより日程に入ります。

日程第一議案第三号 福生市表彰条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(総務部長 上野重勝君登壇)

○総務部長(上野重勝君) 御指名をいただきまして、議案第三号 福生市表彰条例の一部を改正する条例につき、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

本案は表彰条例のうち、第三条第三号及び第四号を実情に合わせて改正しようとするものでございまして、第三条と申しますのは、一般表彰の資格を規定してござい

して、第三号に、公益のため本市に多額の金品を寄贈し、あるいは奇特の行為があった者というふうに従来の条例はなっておりますが、これを今回、公益のため本市に多額の金品、不動産又は地上権その他の権利を寄付した者というふうに、不動産ということを入れまして、明確にしたこと、それから三号にありました奇特の行為というものを四号に持ってきてまして、本市の市民もしくは本市に関係のある個人又は団体で、著しい篤行又は奇特の行為により、一般の鑑とするにふさわしい者というふうに規定しようとするものでございます。

なお、この条例の施行につきましては、表彰対象者を決めます日にちが五十四年五月一日になっておりますので、本年の五月二日以降からのものについて適用するというふうに規定をいたしたいと考えております。

簡単でございますが、提案理由並びに内容の説明を終わります。

○議長(岩田博君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田博君) 以上で質疑を終わります。

○十番(指田保雄君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっておりまして議案第三号については、総務委員会に付託し、審査せしめられんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田博君) お諮りいたします。

ただいま指田保雄君から、本案は総務委員会に付託されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田博君) 御異議なしと認めます。よって議案第三号は総務委員会に付託することに決定いたしました。

~~~~~

○議長(岩田博君) 日程第二議案第四号非常勤の特別職の職員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(総務部長 上野重勝君登壇)

○総務部長(上野重勝君) 御指名をいただきましたので、議案第四号につき提案理由の説明を申し上げます。

本案は非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の改正でございますが、その内容は、後ほど提案になります文化財保護条例の全文改正によりまして、従来文化財専門委員と呼ばれておりましたものが、文化財保護審議会委員というふうに変更されますので、その名称変更と、それから金額におきまして、その他の非常勤の特別職の職員、日額一萬五千円の欄を日額一萬七千円に変更しようとするものでございまして、これは、予防接種の医師の報酬が一萬七千円というふうに引き上げになりましたので、それに伴います改正でございます。

簡単でございますが、提案理由の説明といたします。

○議長(岩田博君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田博君) 以上で質疑を終わります。

○十番(指田保雄君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第四号については、総務委員会に付託し、審査せしめられんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田博君) お諮りいたします。

ただいま指田保雄君から、本案は総務委員会に付託されたい旨の動議が提出され、手したが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田博君) 御異議なしと認めます。よって、議案第四号は総務委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(岩田博君) この際、日程第三及び日程第四の二案を一括して上程したいと思ひますが御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田博君) 御異議なしと認めます。よって日程第三及び日程第四の二案は一括して上程することに決定いたしました。

日程第三議案第五号 福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例  
日程第四議案第六号 福生市都市計画税条例の一部を改正する条例  
以上二案を一括して議題といたします。  
本二案について提案理由の説明を求めます。

(企画財政部長 浅見裕康君登壇)

○企画財政部長(浅見裕康君) 御指名をいただきまして、議案第五号 福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例、並びに議案第六号 福生市都市計画税条例の一部を改正する条例、この二案につきまして、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

いずれも、これはそれぞれ税の納期の特例を設けようとするものでございまして、提案理由にも記載のとおり、固定資産税台帳の縦覧期間が延期されることに伴いまして、それぞれの税の納期の特例を設けようとするものでございます。

御案内のとおり、現在の国会におきまして地方税法の一部改正が審議され、予定していたしつては今月末に確定し、公布施行される予定でございます。これに伴いまして、自治省におきましては、これを税法改正後の内容に基づきまして、固定資産税台帳、

この縦覧をすべきであらうという指導がされておりました。東京都下全市町村ともこの指導に従いまして、固定資産税の課税台帳の縦覧を、現行では三月一日から三月二十日というようになつてゐるわけでございますけれど、これを一ヶ月延長しまして、四月二日から四月三十一日までというようになつております。それに伴ひまして、固定資産税の納期というものを、現在四月、六月、八月、十二月となつておりますが、これを四月に限りまして五月に変えようという内容でございます。

具体的に申し上げますと、固定資産税の關係につきまして、負担調整の制度が、又、ここで三年延長になるというふうなことに伴ひまして、課税台帳にこれが影響されるわけでございます。したがひまして、条例内容に記載のとおり、それ以外附則第二十六條におきまして、固定資産税關係につきましては、納期を五月一日から同月三十一日までとするということと、都市計画税条例につきましては附則第十四項の次に附則第十五項を設けまして、四月一日から同月三十日までを、五月一日から同月三十一日までという特例を設けようとするものでございます。

なお、附則におきまして、この条例につきましては公布の日から施行するという内容でございます。

雑駁でございますしたが、慎重御審議をいたしまして、原案御可決くださるようお願い申し上げます。

○議長(岩田博君) 以上で提案理由の説明は終わりました。  
これより本二案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田博君) 以上で質疑を終わります。  
○十番(指田保雄君) この際動議を提出いたします。

ただいま一括議題となつております議案第五号及び議案第六号については、ともに総務委員会に付託し、審査せしめられんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田博君) お諮りいたします。

ただいま指田保雄君から、本二案は総務委員会に付託されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田博君) 御異議なしと認めます。よつて議案第五号及び議案第六号は

ともに総務委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(岩田博君) 日程第五議案第七号福生市立学校設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(教育次長 内田和雄君登壇)

○教育次長(内田和雄君) 御指名によりまして、議案第七号福生市立学校設置条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容につきまして、御説明申し上げます。

提案理由といたしましては、福生加美平土地区画整理事業の換地処分公告に伴い、本条例を改正しようとするものと、号符号を取るものとでございます。

内容といたしまして、第一条第一号の表中でございますが、福生市立第五小学校、それから福生市立第七小学校につきましては、地番の最後に号が入っておりますが、その号の付号を取るというものでございます。福生市立第六小学校につきましては、東京都福生市大字福生一四〇二番地を、東京都福生市加美平一丁目九番地に改

めたいというものでございます。同条、第二号表中でございますが、これも号符号と地番の変更でございます。福生市立福生第二中学校におきましては、東京都福生市大字福生一四五〇番地を、東京都福生市加美平一丁目二番地に改める。それから、第三中学校におきましては、最後の号符号を取るというものでございます。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、昭和五十四年二月一日から適用するものとございます。

慎重御審議をいただきますして、御決定いただきますようお願い申し上げます、説明といたします。

○議長(岩田博君) 以上で提案理由の説明は終わりました。これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田博君) 以上で質疑を終わります。

○十番(指田保雄君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第七号については、総務委員会に付託し、審査せしめられんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田博君) お諮りいたします。

ただいま指田保雄君から、本案は統務委員会に付託された日の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田博君) 御異議なしと認めます。よって議案第七号は統務委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(岩田博君) 日程第六議案第八号福生市営野球場設置及び管理条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(教育次長 内田和雄君登壇)

○教育次長(内田和雄君) 御指名によりまして、福生市営野球場設置及び管理条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理由と内容について御説明申し上げます。

提案理由といたしましては、加美平土地区画整理事業の換地処分公告及び福生市営牛浜野球場の整備に伴い、本条例を改正したいというものでございます。

内容でございますが、第二条第三項中、福生市大字福生千四百三十番地を、福生市加美平丁目二十二番地に改めたいというものでございます。

それから、別表を次のように改める。別表でございますが、福生市営牛浜野球場の使用料を一時間につき二十円、夜間照明設備使用料として、一時間につき三十円、福生市営加美平野球場を一時間につき三百円、福生市営田園野球場を三百円といたしたものでございます。現行におきましては、二時間三十分を五百円、二時間以上五時間未満を一千円、五時間以上を二千円ということで使用料が決められていたものでございます。

備考といたしまして、使用時間に一時間未満の端数が生じた場合の使用料の額でございますが、三十分以内、当該一時間当たりの使用料の額に百分の五十を乗じて得た額でございます。二といたしまして、三十分を超え一時間未満の場合は、当該一時間当たりの使用料の額を徴収するというものでございます。又、入場料の類を徴収する場合、又は、市内に在住、在勤、もしくは在学している者が使用する

る場合は、当該使用料の二倍の額とするということでございます。

附則といたしまして、この条例の施行期日は市規則で定める。ただし第二項の改正規定は、昭和五十四年二月一日から適用しようとするものでございます。

慎重御審議をいたしまして、御決定くださいますようお願い申し上げます。て、説明いたします。

○議長（岩田博君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩田博君） 以上で質疑を終わります。

○十番（指田保雄君） この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第八号については、総務委員会に付託し、審査せしめらんことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（岩田博君） お諮りいたします。

ただいま指田保雄君から、本案は総務委員会に付託ふたい旨の動議が提出

されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩田博君） 御異議なしと認めます。よって議案第八号は総務委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（岩田博君） 日程第七議案第九号福生市都市公園条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（建設部長 斎藤多市君登壇）

○建設部長（斎藤多市君） 御指名をいただきましたので、議案第九号福生市都市公園条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

御案内のとおり、多年の懸念案でありました加美平区画整理事業も、議員先生方の御尽力により、本年二月一日をもって換地処分をいたすことができましたこと、改めて厚く御礼申し上げます。この換地処分に伴い、福生市都市公園条例に